

留萌市告示第28号

道路法第46条第1項第2号の規定に基づき、市道の一部について次のとおり車両の通行を制限する。

平成29年 4月13日

道路管理者

留萌市長 高橋 定敏

記

- 1 (1)制限路線 沖見29号通り
- (2)制限区間 沖見町6丁目 沖見公園～市営住宅48年福祉平屋
- (3)制限理由 道路改良工事のため
- (4)制限方法 車両全面通行止
- (5)制限期間 平成29年4月18日から平成29年7月14日まで
- (6)工事区間及び迂回路 現地案内標識にて表示

沖見29号通り道路改良工事

